

事業目標

本事業実施による事業目標を必ず設定していただきます。(以下のいずれか1つ以上)

- 補助事業終了後3年目の付加価値額*又は一人当たりの付加価値額の伸び率が3%以上であること。
- 補助事業終了後1年以内に給与支給総額年率平均1.5%以上増加すること。
- 補助事業終了後、3年以内に事業化すること。

*付加価値額とは、製品の生産活動やサービスの提供活動を行うことにより、新たに加えられた価値で、以下の算出によります。

$$\text{付加価値額} = \text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費}$$

事業申請～交付決定～精算

交付前

事業申請 → 事業計画内容確認 → 書面審査 → 審査委員会審査 → 採択決定
 交付申請(採択決定者による) → 内容確認 → **交付決定**

交付後

事業実施実績報告 → 完了検査 → 確定通知 → 請求・補助金支払(精算払)

補助対象外となるもの

1 対象外経費

消費税及び地方消費税/人件費、臨時的に雇い入れた者(アルバイト)の賃金/グループ会社等に対する外注経費/工事費/設備投資費用、事務所等に係る家賃(本事業対象以外)、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費/電話代、インターネット利用料金等通信費/販売行為、個別営業経費/振込手数料/汎用品の購入費等

2 対象外となる取組

- 同一事業者が同一又は類似内容で本事業以外の国、地方自治体、センター等の補助事業や委託事業等へ併願している場合
- 事業の主たる課題の解決そのものを他社への外注又は委託する場合
- 試作品等の製造・開発の全てを他社に委託し、企画だけを行う場合等

応募書類

補助事業の詳細はこちらから▶



- (1)新事業展開等促進補助事業申請書(第1号様式)
- (2)事業計画書(第2号様式)
- (3)会社の概要がわかる書類(会社概要、パンフレット等)
- (4)申請者の定款(個人事業主である場合は、開業届)及び登記事項証明書
- (5)申請者の直近2期分の決算報告書(創業間もない事業者の場合は、決算書は提出可能な分のみの提出とする。)
- (6)センター理事長が必要と認める書類

*開業前の者は、(1)、(2)及び(6)のほか、創業計画案を別途提出していただきます。

*特別枠(②最低賃金枠)の申請の場合は、賃金台帳、労働者名簿等の確認書類を別途提出していただきます。

お問合せ先・
応募窓口



公益財団法人 21あおもり産業総合支援センター [総合支援課]

〒030-0801 青森市新町二丁目4番1号 青森県共同ビル7階
TEL.017-777-4066 FAX.017-721-2514

新事業展開等促進補助事業

新事業開発コース

創業や経営革新等に必要な新商品・新技術・新役務(サービス)の開発及び販路開拓などの新たな取組に対し、要する経費の一部を補助します。

補助対象 県内で創業する者、県内に事業所を有する中小企業者、NPO法人、農事組合法人等、中小企業者等と農林漁業者等との連携体

対象事業 ●新商品・新技術・新役務(サービス)の開発
●試作品の販路開拓

募集期間 令和5年11月1日(水)～
令和5年12月22日(金)

上限額 **300万円**

通常枠(補助率1/2)

特別枠 ①県重点推進分野枠 (補助率2/3)
②最低賃金枠



新事業展開等を
お考えの方へ
補助金
あります

応援
します!



新事業開発コース

●新商品・新技術・新役務(サービス)の開発 ●試作品の販路開拓

補助率・限度額・対象経費等

項目	要件	
補助期間	最大2か年	
補助率	通常枠	1/2
	特別枠 ①県重点推進分野枠 ②最低賃金枠	2/3
限度額	300万円	
補助対象経費	専門家謝金、旅費(専門家、職員)、会場借上料、通信運搬費、借損料(リース、レンタル料)、印刷製本費、資料購入費、集計・分析・調査費、広告宣伝費、翻訳料、原稿料、受講料、消耗品費、原材料費、備品費(汎用機器は除く。)、外注加工費、研究開発費、委託費、知財取得費(知財出願経費、技術導入費、先行技術調査費)	

【特別枠】の該当要件 以下に関する事業の場合は、補助率が2/3となります。

① 県重点推進分野枠 青森県の推進する戦略等に基づく重点推進分野に関する以下事業に該当する場合

アグリ関連事業	本県の強みである食を更に伸ばし、生産性・収益性を向上させていく取組(農工ベストミックス型産業(農商工連携による商品開発等を含む)等)
ライフ関連事業	人口減少、少子化、高齢化の加速による社会変化、産業需要に対応する取組(医療・健康福祉関連産業(医工連携分野、サービス分野、プロダクト分野)、生活関連サービス産業等)
GX関連事業 (グリーン関連事業を拡充)	カーボンニュートラル実現に向けた対応を成長の機会として捉える経営革新の取組や本県の強みであるエネルギーを生かし、関連産業を創出していく取組
DX関連事業	デジタル技術を活用した経営革新の取組
知的財産活用事業	知的財産を活用した企業経営に資する取組
その他経済を回す取組及び事業	国内外からの投資を呼び込み、域内循環を進める取組、新しい生活様式に対応した取組(観光関連産業、物流関連産業、情報関連産業等)

② 最低賃金枠 本事業申請時点で、最低賃金*で雇用している従業員が全従業員数の10%以上いる県内中小企業者の場合

*地域別最低賃金、特定(産業別)最低賃金の両方の最低賃金が同時に適用される場合は、金額が高い方を最低賃金としてみます。
最低賃金申請の場合は、以下書類を提出していただき、現地でその他関係書類を確認させていただきます。

【申請時に追加提出していただく書類】

●貸金台帳 ●労働者名簿等の従業員数が確認できる書類

【現地確認する書類】

●直近2か月の雇用保険被保険者資格取得(喪失)等確認通知書(新規雇用者・退職者分)写し
●申請時点での事業所別被保険者台帳照会 等

*詳細は、公募要領をご覧ください。

事業実施期間

単年度事業の場合/令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
2か年事業の場合/令和6年4月1日から令和8年3月31日(最長)まで

事業スケジュール

募集期間/令和5年11月1日(水)~令和5年12月22日(金)

■事前審査/令和5年12月下旬~令和6年1月下旬(予定) ■審査委員会審査/令和6年2月下旬(予定) ■交付決定/令和6年4月1日(予定)

*事業の終期は事前にご相談ください。

Q&A

Q1 補助期間内に商品開発が完了しなかった場合でも、補助金は交付されますか？

A1 申請時に計画していた調査や試作等が行われ、当初の目的が概ね達成できていれば補助金を交付します。

Q2 補助金で作ったものは販売できますか？

A2 補助対象は試作品や販路開拓等に使用される無料サンプルに限定されます。販売するものは対象外です。

Q3 経営革新とはどういうものを指しますか？

A3 自社としての新しい取組であることが必要です。個々の中小企業者にとって新しい取組であれば、既に他社が取り組んでいる内容であっても、原則(*)補助対象となります。そのうえで、相当程度経営が向上することが期待できるかにより、判断されます。

*既に、同業他社に相当程度普及している場合などは補助の対象外となります。

Q4 事業計画の採択基準と審査について教えてください。

A4 次の基準などに基づき、総合的に勘案し、充足性の高いものから予算の範囲内で採択します。

- ①新規性が認められること。
- ②補助事業の実現性や事業化の熟度が高いこと。
- ③補助事業の事業期間内にある事業者が新たに申請する場合においては、実施中の補助事業の成果の検証を十分に行っていること。
- ④補助事業の実施により事業成果の目標達成が見込まれる等の、本県の産業振興と地域活性化の効果が高いこと。

Q5 付加価値とは何ですか？

A5 付加価値は、次の計算式で算出されます。

$$\text{付加価値額} = \text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費} \quad \text{1人当たりの付加価値額} = \frac{\text{付加価値額}}{\text{従業員数}}$$

Q6 最低賃金枠における従業員数をカウントする基準を教えてください。

A6 全従業員数については、常勤従業員数を基準とします。常勤従業員は、中小企業基準法上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法第20条の規定に基づく、「予め解雇の予告を必要とする者」と解します。

〔カウントしない者〕●日々雇用者 ●2か月以内の期間を定めた雇用者 ●季節的業務に4か月以内の期間を定めた雇用者
●試みの使用期間中の者

〔要件〕申請時点で、最低賃金で雇用している従業員が全従業員数の10%以上いること

〔算出例〕 $\text{全従業員数}25人 \times 10\% = 2.5人$

*要件を満たす従業員が3人以上である必要があります。*従業員数の算出は、小数点以下を繰り上げてください。

Q7 既存の自社製品の販路開拓のための展示会出展は補助対象となりますか？

A7 補助対象となりません。本事業で開発する試作品の販路開拓のための展示会出展は補助対象となります。